

講座3 (9・11)「図書館の自由」

西河内 靖泰

(前・日本図書館協会
図書館の自由委員会)

1. はじめに～「図書館の自由に関する宣言」(別添参考資料参照)

「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会、1954採択、1979改訂)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

(1979. 5. 30 日本図書館協会総会決議)

2. 「図書館の自由」って何か?～「図書館の自由」について、理解しておくべきこと
(ここの(1)～(4)のまとめは、南亮一・元JLA自由委員・国立国会図書館によるものです。
多少言い回しは変えてあります)

(1) 「図書館の自由」とは、何だろうか

- 「図書館の自由」は「図書館がなんでも自由にやってよい」という意味ではない。
- 「図書館の自由」への対応は、『図書館の自由に関する宣言』(以下『自由宣言』)を墨守(自己の習慣や主張などを、かたく守って変えない)することではない。
- 『自由宣言』は、図書館(特に公立図書館)が役割を果たすうえでの図書館が取るべき“心構え”について述べたものである。
- 『自由宣言』の主語にある「図書館」とは、「図書館界総体を表す図書館」という抽象的な存在ではなく、それぞれの具体的な図書館のことを意味している(「図書館の自由」の原則の応用は、それぞれの図書館での自主的・主体的な判断によるものであるということ)。

(2) 「図書館の自由」が目指すものは何か？

- 「図書館の自由」は、図書館がその役割・機能を担うための「手段」であること
- そして、その目的は「国民の知る自由（市民の知る権利）」を「保障」すること
- そのために取るべき原則的な方法として
 - 知るための材料をすべて「収集」する（＝資料収集の自由）
 - 収集した資料はかならず「提供」する（＝資料提供の自由）
 - 何にアクセスしたかは外部には「教えない」（＝秘密厳守）
 - 材料が入手できる環境を絶対的に「守る」（＝検閲反対）

(3) 「国民の知る自由（市民の知る権利）」を図書館が保障する法的な位置づけはあるの？

- 図書館法では、図書館を「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定するが、「図書館の自由」の原則は、そこでは明記されていない（明確に法律上では明記されていない）。だからといって、意味がないということではない。
- 『自由宣言』は、図書館界として「自主的に」「宣言」したものであって、法律ではない。でも、法律ではないから、守る必要がないというのは間違いである。
 - ⇒1954年、日本図書館協会総会で採択（『自由宣言』は図書館界の「倫理的規範」）
 - 「倫理的規範」というものは、法的なものより自ら決めたもののほうが重いと考えべき。その仕事に関わり続ける限り自己を絶対に拘束するものなのだ。
- 図書館法での法律上での明記はなかったが、「船橋西図書館事件」に関する訴訟の最高裁判決で、図書館に対する公正・平等性の要求については、法的に確認された。
 - ※千葉県船橋市西図書館蔵書廃棄事件損害賠償訴訟最高裁判決（平成17・7・14）
 - 「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場である。そして、公立図書館の図書館職員は公立図書館の役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱う義務を負うべき」

(4) 「図書館の自由」の基本思想とは何か？

- 公正・平等性の確保
- 自主性の貫徹（いかなる個人・組織・団体からも干渉されない）
 - 方針決定や判断の過程・結果を公開すること、透明性を確保すること
 - 恣意的判断をしない、自己規制を排除すること
- ※ただし、他の人権・権利との衝突との回避や刑罰・民事的制裁の回避を図ることも現実的にはありうる（プライバシー侵害や図書館への法的責任を問われる場合があるが、その場合でも「回避」するための最低限必要な範囲のみに限定すること）。

- (5)「図書館の自由に関する宣言」（1954年5月の全国図書館大会および日本図書館協会総会における決議で採択）の1979年改訂について

○改訂に至る経緯

- 1967年 練馬テレビドラマ事件
1973年 山口県立図書館図書抜き取り放置事件
自由宣言は、日々の仕事と密接にかかわる文言。
1973年10月 「自由宣言」再確認の決議を、全国図書館大会で採択。
1975年3月 日本図書館協会に「図書館の自由に関する調査委員会」が発足。
1979年5月30日 日本図書館協会定期総会で自由宣言1979改訂を採択。

○改訂の特徴

- ①宣言の基礎を、日本国憲法が保障する表現の自由に置いたこと。
- ②利用者のプライバシーの保護を、主文のひとつとして重要な柱に位置づけたこと。
- ③主文のみでなく、宣言を實踐していく具体的指針としての副文をも一体のものとして採択したこと。
- ④全国図書館人の組織体である日本図書館協会によって採択され、今後の維持に安定した基礎を確保したこと。

○参考：1954年に採択された自由宣言

「基本的人権の一つとして、「知る自由」をもつ民衆に、資料と施設を提供することは、図書館のもっとも重要な任務である。

図書館のこのような任務を果すため、我々図書館人は次のことを確認し実践する。

1. 図書館は資料収集の自由を有する
2. 図書館は資料提供の自由を有する
3. 図書館はすべての不当な検閲に反対する

図書館の自由が侵される時、我々は団結してあくまで自由を守る。」

(1954年採択文)

3. 事例が教える「図書館の自由」～「資料提供制限」について、どう考えるか
(本日は、「図書館の自由」関係の事件のうち、「資料提供制限」問題の事例を取り上げてみてみたい。)

- (1) 図書館の「提供制限」事件はどんなものがあったか。本を「隠す」「捨てる」事件小史、
～ 過去の事例が教えてくれる様々な問題点と課題

①山口県立図書館図書抜き取り放置事件（1973年）

新築まもない県立図書館で、市民に開放されている書架から、「開架書架にふさわしくない」として課長が左派系の反戦・平和図書等を書架から抜き取り、そのまま段ボール箱にいたまま放置してされていた。それがわかり報道され、報道直後に図書は書架に戻された。

②『原爆と差別』事件(1986年)

部落問題に関わる「差別用語」が使われたと問題になった広島の被爆者である朝日新聞記者が書いた『原爆と差別』という本が、日本図書館協会の選定図書であったことから、日図協が解放運動団体から抗議を受ける。運動団体の一部からは図書館での同書の廃棄要求があったことで廃棄した一部の図書館もあったが、多くは廃棄要求に批判的であったが、その決着については曖昧なままであった。

③長野市立図書館『ちびくろサンボ』廃棄事件(1990年)

長野市が、市内の学校、公民館、保育園、幼稚園に対して、『ちびくろサンボ』の絵本、紙芝居とこれに類するオモチャ等を廃棄・焼却するよう指示、これを受け市立図書館は同書を廃棄処分、関係図書を閉架扱いとした。図書館は批判を浴びたが、いまだ責任を認めていない。

④三重県立図書館同和関係図書閉架書庫入れ問題(1996年)

県立図書館の開架室の「同和関係図書コーナー」から県が採用している立場の団体が主張する解放運動の方法論と立場が異なる資料を、集中的に閉架書庫に移していたことが表面化し問題となった。図書館は批判を受入れて、それらの図書は同コーナーをリニューアルした「人権問題関係図書コーナー」に戻された。

⑤船橋市西図書館図書廃棄事件(2002年)

2001年8月、児童図書館員として著名であった船橋市の司書が、「新しい歴史教科書をつくる会」関係など右派・保守系の著者の一連の図書を廃棄処分していたことが、翌年4月産経新聞で報道され、発覚し問題となった。廃棄された図書は弁済された。この事件について、著者たちが損害賠償訴訟を提起し原告勝訴となった。

⑥松江市立学校図書館「はだしのゲン」提供制限問題（2013年）

島根県松江市立小中学校の学校図書館が所蔵の『はだしのゲン』を閉架措置にして制限をかけていた（2012年12月）ことを地元紙が報道（2013年8月）し、全国紙も報道し大問題となった。日図協会は、松江市教育委員会に対し自由委員長名で、「図書館の自由」の原則を尊重する立場から、同書の利用制限の撤回を要望、教育委員会は同

措置の撤回を決定した。

⑦『絶歌』問題（2015年）

「神戸市連続児童殺傷事件」（1997年）の犯人の元少年の手記（『絶歌』大田出版刊）が2015年6月出版した。出版社が被害者遺族の意向を確かめず一方的に発行したことで、遺族は反発し出版停止・販売中止を求める事態となった。出版の是非、書店での販売や図書館での提供などをめぐって世間のパッシングが起きた。さらには、自治体の首長などから本への批判とともに、図書館での提供制限が公然と語られた。それも貸出や閲覧の制限だけではなく、図書館がこの本を所蔵すること自体を否定する主張も見られた。

(2) 資料の提供制限についての日本図書館協会図書館の自由委員会としての立場について

「○自由宣言は、すべての人に、すべての（公刊）資料を提供することが図書館の使命だとする。だが、さまざまな人達から、さまざまな理由で、さまざまな資料が非難される。

①差別表現

『ちびくろサンボ』1988年、黒人差別の絵、サンボという蔑称、全出版社が絶版

『タイ買春読本』1999年、タイ女性の買春を助長、市民の論争、有害図書指定へ

『老いの超え方』2010年、特殊部落という言葉、出版社が図書館に「削除」通知

②性的表現『週刊現代』2000年、ヘアヌード掲載、宗教団体、一部政党が排除運動

③危険な表現『完全自殺マニュアル』1998年、自殺助長、東京都も有害図書指定へ

④事実と異なる記述『縄文の歴史』、旧石器遺跡ねつ造に基づく報告書の引用、出版社は図書館に事情説明文書送付

⑤プライバシー侵害表現—特定個人の人権侵害（表現の自由権の「内在的制約」）

『フォーカス』1997年、神戸「少年A」の写真が少年法61条違反、商業主義

『石に泳ぐ魚』1994～2002年、在日の女性）の名誉棄損・侮辱等、最高裁差止判決

『週刊文春』2004年、田中真紀子氏の長女離婚記事、東京地裁差止め決定・高裁破棄

⑥法令による規制 刑法175条（わいせつ文書・図画）、児童ポルノ禁止法、青少年条例等

○自由委員会の立場は、

①～④は提供する。

⑤は裁判で差止め判決がある場合は、その旨のメモ等を添付して提供する。

⑥は提供を制限または停止する。

○読む人＝知る自由（権）の持ち主である市民ならこう言える。

「『その本を読むな』という権利はあなたにはない。それは私を侮辱することです」

「私はあなたの意見に反対だ。だが、あなたが意見を言う権利を私は命を懸けて守る」

(山家篤夫・日図協自由委員会副委員長、2012年 JLA 中堅職員ステップアップ研修(1))

(3) 図書館資料は提供するのが原則 ～「何らかの制限」は「提供するための方法」

図書館の役割・使命は「資料・情報の提供」である。「提供しない」という選択は、図書館には本来はありえない。図書館における「提供制限」とは、どういう形であれ人びとに「資料・情報」を「提供する」という意味であって、「提供しない」ということではない。他機関における「制限」の考え方とベクトルが逆である。

- ① 図書館資料は、現在と未来の人類のための「知的財産」である。その「知的財産」は「あらゆる立場のもの」であり、図書館が優劣をつける立場にはない。図書館員は、この「知的財産」の「番人」であり、「提供サービス」の「実務者」なのである。
- ② すべての図書館資料は「提供されるためにある」ということなのだ。
- ③ ただし、「提供」には「段階」がある（「制限」のレベルは、どういう手法で「提供するか」ということ）
- ④ 図書館は「提供」して責められることはない。「資料を封殺」したら非難されるのだ。

4. おわりに～「図書館の自由」の事例を学ぶ意味とは、何か？

「事例から学ぼう。先例を教訓にせよ。事件・失敗例から学ぶことは多い。」

私たちが、事件や問題の事例を研修などで事例を取り上げるのは、何も事件や問題の当事者たちを非難したり、^{あげつらう}論うためのものではありません。むしろ、その事件や問題の本質をともに明らかにして、同じようなまちがいをしでかさないために、学びあい教訓化していきたいとの考えがあつてのものです。あえて辛口の解説をしますが、決して個人の責任を追及しているわけではなく、そういう事態になったとき、どう考えて、どう行動するか、を考えてほしいということなのです。ここで問われているのは、図書館のあり様と図書館員自身に問われているプロフェッショナルとしての論理と思考と倫理なのです。

図書館の自由に関する事例を取り上げて学習するのは、図書館とはどんな存在なのかを、図書館員自身が常に確認する作業だといえるでしょう。事例から学んでください。

図書館の自由に関する事例 33 選 図書館と自由 第 14 集 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編 日本図書館協会 1997. 6

図書館の自由に関する事例集 日本図書館協会図書館の自由委員会 日本図書館協会 2008. 9

図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年 付・図書館の自由に関する事例 2005～2011 年日本図書館協会図書館の自由委員会編 日本図書館協会 2013. 6